

## 長浜市人権尊重審議会（平成22年度 第2回）要点録

開催日時	平成23年1月18日(火)午前10時～12時15分
開催場所	長浜市役所別館2階 第1委員会室
出席委員	真山委員、荒木委員、富永委員、池田委員、渡辺委員、北川委員、徳田委員、野田委員、岸田委員、池野委員、中橋委員、中村委員（12人）
欠席委員	なし
事務局	松宮理事、国友参事、大塚副参事、西田（4人）

### 1. 開 会

【事務局】 定刻になりましたので、はじめさせていただきます。本日は、お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、平成22年度第2回「長浜市人権尊重審議会」を開催いたします。開会に先立ちまして、「長浜市人権尊重都市宣言」のご唱和をお願いいたします。

<長浜市人権尊重都市宣言 唱和>

【事務局】 本日の審議会は、委員全員の皆様にご出席いただいております。それでは、議事に入ります前に、松宮理事からごあいさつ申し上げます。

【理 事】 本日の人権尊重審議会の開催にあたりましては、先日から降り続いております大雪にも関わりませず、また足元が悪い中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

昨年の10月に第1回の審議会を開催し、それ以来、皆様方の貴重なご意見と策定部会の意見集約をいたしまして、素案づくりを進めてきました。本日は皆様からのいろいろな角度からのご意見を頂戴いたしまして、より素晴らしい基本計画をつくっていきたくと考えております。よろしくをお願いいたします。

【事務局】 それでは続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に郵便でお送りした資料が2種類ございます。1つめは、「次第」が表紙の綴り、2つめが「基本計画の素案」の綴りです。また、本日お配りしております資料に、「滋賀県人権施策推進計画(案)」の冊子がございます。

では、ここから議事に入らせていただきたいと思います。真山会長、よろしく願います。

### 2. 議 事

【会 長】 皆さんおはようございます。新しい年になりまして初めての会議となります。それでは、議事に入らせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

## ○会議の公開について

【会 長】 ではまず最初に、会議の公開の可否を皆様にお諮りしたいと思います。本日の会議内容につきましては、公開させていただくことで、ご異議はございませんか。

<異議なしの声>

【会 長】 傍聴希望者はいらっしゃいますか？

【事務局】 希望者はいらっしゃいません。（本日の傍聴者なし）

## ○「(仮称)人権施策推進基本計画」の素案について

【会 長】 では、「長浜市人権施策推進基本計画」の素案について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 <資料「(仮称)長浜市人権施策推進基本計画(素案)」にもとづき説明>

- ・素案の構成について (P.2～3)
- ・基本理念等、基本的な考え方について (P.7～9)
- ・人権学習・啓発の推進について (P.9～13)
- ・相談・支援体制の充実について (P.13～14)
- ・さまざまな分野における現状と課題、施策の方向性について (P.14～26)

〔 女性の人権問題、子どもの人権問題、高齢者の人権問題、しょうがいのある人の人権問題、同和問題、外国人の人権問題、患者の人権問題、犯罪被害者とその家族の人権問題、インターネットと人権に関わる問題、その他 〕

【会 長】 それでは、ただいま説明いただきました事務局の素案につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いしたいのですが、かなり分量がありますので、区切りながら順次ご意見をお聞きしたいと思います。

まず最初に、最初の章では、『基本理念』に関することが中心になるかと思えますので、まず『基本理念』を中心とした部分、7ページのあたりにつきまして、ご意見やご質問などがございましたらお願いできますでしょうか。

## ※『基本理念』に関することについて

【委 員】 二つございます。まず質問で、文字の問題なのですが、2行めに「人生をよりしあわせにすごせる社会の実現」とあり、星印の3個めにも「すべての市民の幸せに」とあります。同じ意味だと思うのですが、ひらがなと漢字の違いは何かあるのか、気になりました。

それと、星印一つめ「市民一人ひとりがお互いを認め、理解し、尊重する“態度”」という言葉を使っておられますが、私の個人的な感覚なのですが、態度というのは、あまり良い意味でとられていないように思うのです。「悪い態度」とか「良くな

い態度」とか。そういう意味では、言葉を変えた方がよいのではないかと思います。

【会 長】 一点めの“しあわせ”の漢字とひらがなの表記は、何か意図的に分けられたということはありませんか。

【事務局】 最初のひらがなの“しあわせ”は、人権尊重都市宣言の文章中の“しあわせ”から取らせていただきました。後の、3つめの星印の“幸せ”は、その点について考慮せずに漢字変換してしまいました。

ご指摘いただいたように、どちらかに合わせた方がよいと思いますので、ひらがなの“しあわせ”に合わせたいと思います。

【会 長】 都市宣言の方がひらがなを使っていますので、そちらの方に合わせるということになりますかね。宣言の方では、特にひらがなにしたいという趣旨があるのでしょうか。絶対に、ひらがなでなければいけないというものでもないと思うのですが、確かに同じ文章、同じところに表記が2種類あるというのも、ちょっと不自然かもしれません。

【事務局】 宣言の“しあわせ”が、なぜひらがなになったかという経緯がわかれば、調べさせていただきます。

それから、一般的に“態度”は良い意味にとられないというご指摘ですが、ここでは、「態度が行動に出る」という意味で使わせてもらっています。この文言についても、再度検討させていただきたいと思います。代わりにどういった言葉を使った方がよいのか、「具体的な行動につながるように」という意味で考えたいと思います。

【会 長】 確かに代わりの言葉が何かということは難しいですが、“態度”というのは、「表面的な」、「表面だけ」という意味でも使うことがあります。心理的な面や行動を、トータルで考えたときに、何か別の言葉の方がよいのかなという感じはします。

委員の皆さんから、何かよい代替案がございましたら、ぜひご提案いただければと思います。何か思いつかれましたら、事務局の方へお願いします。

では、他に、何か理念に関する部分でご意見などございましたでしょうか？

【委 員】 “一人の人間として”という言葉を入れてほしいなと思います。

例えば、理念の3つめに、「すべての市民の幸せに生きる権利…」とありますが、そこへ“一人の人間として”という言葉を入れた場合の方が、インパクトが強いような感じがします。「市民一人ひとり」や「すべての市民の幸せ」といった言い方もわかるのですが、『基本理念』は、「一人の人間としてどう尊重していくか」ということがあるとよいかなと思います。

【委 員】 理念の中で“人権文化”という表現をされているのですが、漠然としていて、何をさしているのか、市民の皆さんが理解できるのかなという感じがします。

【委 員】 私もそう思います。

【委 員】 言葉としては、きれいなんですけど、どういうことなんでしょうか。

【会 長】 ではまず、先ほどの“一人の人間として”という部分については、いかがでしょうか？個人として尊重されるという部分ですね。

【事務局】 “一人の人間として”という言葉そのまま理念がつかれるかどうかはわかりませんが、「個人の尊重」という視点をいただきまして、再度考えさせていただきたいと思います。

【会 長】 では、もう一点ご指摘いただいた“人権文化”ですが、これは前回の審議会で、「共生」ですとか「個人の尊重」という言葉と並んで出てきました。確かによく考えてみると、具体的に何なのだろうというところが難しいですね。

事務局としては“人権文化”というのは、どのように理解しておられますか。

【事務局】 当たり前、日常生活の中に人権尊重の視点があるということで理解しております。この“人権文化”という言葉は、国連10年にあったかと思います。しかし、文章中では、この言葉の説明がありませんので、“人権文化”を使わせていただくということであれば、どこかにしっかりとした説明をしておく必要があるのではないかと思います。

市の施策だけでなく、いろいろな場面で人権が尊重されることが、世間一般の常識になればと考えています。「湖北にはこんな文化がある」と言うときに、「人権文化がある」と言えるようになればよいかというのが、私のイメージです。この言葉を使う場合の説明を含めまして、もう少し考えさせていただきます。

【委 員】 意識とか思想とか、そういう意味なのですか。

【事務局】 はい、そういった意味も含まれます。生活に密着した部分ということが強いのかなと思います。

【会 長】 社会に、日常生活全般にわたる中に、人権尊重が根づいているというような、そういう趣旨なんでしょうけれどもね。「文化」ということが、ここでは「社会」あるいは「社会生活」、「人々の意識」そういったものをトータルに捉えた概念なのだと思います。しかし、あまり説明的に書くと長くなってしまいますし、どうでしょうか。

【事務局】 別のところで説明ができればよいかとも思うのですが。

【会 長】 前段で、国連10年などについていろいろと説明があるところで、“人権文化”という表現があることについても、説明しておく必要があるかもしれませんね。

【事務局】 説明をつけさせていただいて、それでもまだなじまないなということであれば、また別の表現を考えさせていただきます。

【会 長】 では、要検討課題ということで。

基本的にはこの3点くらいで、基本理念を構成するということでは、よろしいでしょうか。

【委員】 私は、“人権意識の啓発の必要性”というものを、どこかこの文章の中に入れていただければと思います。

【会長】 「啓発」ということの大切さをどこかに盛り込むというご意見です。

【委員】 基本理念の文章として入れる必要はないのかもしれませんが…。

【会長】 『基本姿勢』や『施策』のところで、「積極的に啓発を推進する」という部分があります。啓発の重要性については、当然皆さんお考えのことと思いますので、そういうご指摘があったということをふまえて、その後の具体的な施策の展開のところで述べていければと思います。

では、理念関係の部分、とりあえずそのくらいでよろしいでしょうか。

【会長】 次は、9ページから13ページあたりのところにつきまして何かございましたらお願いします。

【委員】 その前によろしいですか？

5ページの『策定趣旨』のところは、第3段落めの「しかし…」のところから、文章がおかしいと思います。「人権の根本である“かけがえのない命”が大切にされない状況にあります。そのさまざまな要因の背景として、人間関係における連帯意識の低下や他者への無関心、公共の精神の希薄化などが、社会全体の問題として懸念されています」とありますが、「さまざまな要因」というのは、原因です。でも実はその原因というのが、「人間関係における…」の部分になっているので、文章が矛盾しています。「さまざまな要因」というのは取ってしまうべきではないかと思います。

つまりどうするかというと、2行めは「その背景として」でよいと思います。「さまざまな要因」というのはいらないということです。それが1点めです。

2点めは、『人権をめぐる社会の動向』の部分は、日本の国とか滋賀県の状況とか、そういうところはふれなくてもよいのかなと。国際的なところで人権宣言などが書いてありますが、日本のことや滋賀県のことに、もう少しふれたらどうかというふうに感じました。

【会長】 ご指摘いただいた表現・文言のところは、確かに“要因の背景”ではなくて、まさに“背景”そのものですね。ですから、「さまざまな要因の」というところを取るということで、文章的には大丈夫だと思います。

2点めのご指摘は、ちょっと大きな変更、加筆が必要になるかなと思います。確かに社会の動向のところは国際的な動向を中心に書かれていますので、地域社会がどうなのかというところが抜けていますね。なかなか長浜市がどうなのかというところを、これにならって書くというのは難しいかもしれませんが、少し身の回りの社会の動向も言及するというようなかたちで、整理していただけますでしょうか。

【事務局】 はい、わかりました。

【会長】 では、9ページからの第1章ですね。14ページくらいまでいきますけれども、『さ

まざまな場や対象をとらえた人権学習・啓発の推進』といったところで、皆さんいろいろな立場で人権の問題に関わっておられますが、そういう観点から、何かご意見等ございましたらお願いします。

#### ※『人権学習・啓発の推進』に関することについて

【委員】 質問なのですが、10ページの上から3行め、「解消を進めます」という言葉と、2番めの『学校・園』のところの下から3行めに「取り組みを進めます」という言葉が書いてあるのですが、これには何か意味があるのでしょうか。普通、「推進します」とか「図ります」とかいう言葉を使うのではないかと思ったのですが。

【事務局】 少しでもやわらかいイメージになればと思って、「進めます」というような書き方にさせていただいています。「推進します」という意味で、「進めます」という言葉を使わせていただいています。

【委員】 9ページの最初のところです。『あらゆる場や対象をとらえた人権学習・啓発の推進』ですけれども、3行め、「人権感覚を磨くことが大切です」とあり、そのために、「…力が身につけられるよう、人権学習および…」と書いてありますが、ここも合わない感じがするのです。

人権感覚というのは、価値指向的感觉です。その後のところは、どちらかという実践力・力ですね。だから、価値感覚というのは、その前にある「人権尊重の意義やその重要性を認識する」ことが、感覚ではないかなと思うので、この列が何かかも引っ付いてしまっていてわかりにくい。

つまり、「さまざまな機会において人権感覚を磨くことが大切です。そのために、人権尊重の意義やその重要性を認識する」ということが、人権感覚につながっていく」というふうに、もう一度このあたり、再考してもらえたらと思います。

そして、もう1点は、10ページの『学校・園』の3段めに、「さらに、学校や園では、それぞれの学校区や周辺地域が抱える問題を研究するとともに」と書いてありますが、“研究”というよりは“向き合わなければならない”のではないかと思います。研究課題というようなものではなくて、向き合うということが大事なのではないかということと、もう一つ“抱える”問題ではないということ。たぶんここには、いろいろな学校の問題、中には被差別部落のことも隠れているのではないかと思います。が、“抱える”というのは、非常に否定的な感じをもつので、“抱える”というのは使うべきじゃないと思います。だから、ここは違う言葉で言い換えてはと思います。

【会長】 最初に、9ページのところについては、人権感覚を磨くという、その具体的な磨き方が、人権尊重の意義やその重要性を認識することであるという理解のうえで、文章を書き直すということですね。

それから、後でご指摘いただいた『学校・園』の部分では、学校や周辺地域が“抱える”問題ではなくて、“直面する”問題ではないかと思います。直面する問題に、一体何をすればよいのでしょうか。「直面する問題に向き合う」というのも何か変ですし。“対応する”とか…。

【委員】 学校では、地域の課題を“把握する”とか、“知る”とか、そういう言い方をします。実態把握ですね。“向き合う”までいくと、ちょっと大変ですが、確かに“研究する”だけでは…と思います。

【会長】 こもよい言葉が思いつきませんので、案を検討いただいて、委員の皆さんのご意見をいただきたいと思います。

【事務局】 よろしくお願ひします。

【委員】 今のところなのですが、「さらに…」の上のところ、「コミュニケーション能力や、問題を解決する能力などの実践」とありますが、文章的に少しおかしいと思います。“能力”という言葉を生かすのであれば、能力の“向上”とか“育成”とかいう言葉になります。または、「能力などを実践に結びつけます」とするのはどうでしょうか。「能力などの実践」というのはおかしいので。

さらに、今の下のところについては、私なら「学校や周辺地域のもつ問題を知るとともに」という言い方がよいのではないかと思います。

【会長】 「コミュニケーション能力や、問題を解決する能力などの実践に結びつけます」というところでは、二つアイデアをお示しいただきましたけれども、現状として能力が十分であれば、「能力を実践に結びつける」でよいのですが、現状の能力が不十分であるということであると、“向上”かなという気がしますけれど、その点はどうなのですかね。

【事務局】 まずは“向上”かと思ひますけれど…。

【会長】 “実践”を“向上”にするということですね。では、そこは修正ということで。他に何かご意見ござひますか。

【委員】 一つ質問なのですが、会社で、セクシュアル・ハラスメント等の人権問題について、啓発等をやっておられますが、そのあたりのことを、市としてはチェックしたり、報告書をもらったりされているのですか。ただ「やった」ということだけでは…。その辺はどうでしょうか？

【事務局】 企業訪問という事業を実施しております。事務局としては、商工振興課に企業内人権の担当があります。市の管理職が各企業に行かせていただいて、人権の担当者の方や人事の担当者の方にお話を伺ひまして、人権の取り組みを聞かせていただひております。

また、各種研修会等のご案内などもさせていひております。

【委員】 10ページの2行めのところですが、“ワーク・ライフ・バランス”は、“仕事と生活の調和”と書いていひているように、DVというの、もう少し説明があるとよいように思ひます。県の計画を見ますと、そここのところの説明がもう少し書かれていひるように思ひますが。ドメスティック・バイオレンスについて、一般の者にもわかるよ

うにしていただけないかなと思います。

【会 長】 DVについて一番最初に出てくるのがこのところですので、ちょっと説明を  
てもらえるといいかなと思いますね。

【事務局】 こことは別に、用語の解説も載せさせていただこうとは思いますが、それだけ  
ではわかりにくいということもありますので、何か適切な言葉があればそれにつけ  
させていただきたいと思います。

【委 員】 米印などをつけて、詳しく書いていただいた方がよいのでは。

【事務局】 はい。そちらの方で書かせていただきます。

【委 員】 11ページの『企業』の一番下の段ですが、「ワーク・ライフ・バランスの取り組み  
を進めるための体系的・横断的な啓発」とありますが、ちょっと言葉がわかりにくい  
のではないかと思いました。できれば“労働環境づくり”に力を入れてほしいなとい  
う思いがありますので、「労働環境づくりをします」というような言葉があればと思い  
ました。

二つめは、10ページの一番上のところ、5行め、「深刻な人権問題であるとの  
認識を広めるための啓発を行います」とあるのですが、啓発だけでなく、今はド  
メスティック・バイオレンス等は、県と連携をすとか、窓口は警察にするだとか、い  
ろいろなことを実際に行う時期に来ていると思いますので、「解決を図るための取  
り組み」というような感じで、啓発だけではなくて、そういう言葉を取り入れてほしい  
なと思いました。

三つめに、9ページに戻って『家庭』のところですが、ここには、家庭だけでなく  
“地域”も入れていただきたいと思います。この後に、『社会教育』というものもある  
のですが、『家庭と地域』というような言葉を入れていただければと思います。また、  
5行めの「核家族化やコミュニティの希薄化など」という言葉を抜きまして、「地域社  
会の中で相互扶助の弱体化により」というような、インパクトの強い言葉を入れて  
いただければどうでしょうか。ちょっと難しい言葉かもしれませんが。

家庭とか子どもとかいうことは、重要ですので、力を入れて言葉をつくってほし  
いなと思います。その下の「家庭が孤立しがちな中で」という部分も、今実際に、  
家庭というのは地域の中で孤立していて、それが非常に問題だということがいわ  
れていますので、はっきりと「孤立する中で」とした方がよいのかなと思いました。  
そして、下から2行めですが、「子どもを温かく育む家庭づくりをめざします」の中  
にも、“地域づくり”みたいなものを入れていただければどうでしょうか。地域が入っ  
ていないのはなぜなのかなと思いました。

【会 長】 今、おっしゃった“地域”の部分は、確かに「家庭・地域」を並列にするか、別々  
にするかはともかく、地域はひとつの単位というのはよく出てきますので、何らかの  
かたちで“地域”を入れたほうがよいのかなという気がしますね。

それと、「啓発を行います」というところは、この節が、『人権学習・啓発の推進』  
というところなので、啓発でとどまっているのかなという気はしますけれども。具体

的な対応については、3章の方で少しは述べているかなとは思いますが、その辺、啓発からもう一步踏み込んだ表現が必要かどうかということを検討してみたいと思います。

それから、『企業』のところで、「体系的・横断的な啓発」というのでは、わかりにくいということもありますので、そういう労働環境をつくるような、具体的に何をやるうとするのかがわかるような表現にする必要があります。この「体系的・横断的」という言葉は、一体どういう意味なんですか。特に「横断的」というのは、何と何を横断するのでしょうか。

【委員】 もう一つは、「特定の職業」という表現を用いていますね。人権に関わる“特定”の職業というのは…。主体的にやりなさいよということだと思いますけど。

【会長】 ⑤の小見出しのところですね。これは、あえて“特定”とつけなくても、『人権に関わりの深い職業に従事する者』でよいと思いますよ。

【事務局】 確かに、“特定の”は必要ないと思います。  
それから、「体系的・横断的」という部分については、『企業』の部分で書かせてもらっているのですが、企業だけでなく、家庭や地域やいろいろな場面の横のつながりが必要ということで、“横断的な”という意味合いをもたせているのですが。

【委員】 そうやって書くとうわかりやすい。

【事務局】 何か置きかえの言葉を検討させていただきます。

【委員】 できるだけやわらかい書き方で。だいたい難しいんですよ。よく言われるのは、5・6年生くらいのレベルのかたちで表現するということが求められているわけですから。そういう意味では、まとまりとしては行政的でよいのですが、心にフィットするという部分がないですね。残念ですが。

【委員】 啓発の推進ですが、“地域”を入れたらどうですか。普通は、家庭があって地域があって、学校があって、そして社会全体をみますよね。地域が抜けている。

【事務局】 10ページ③の社会教育のところ、“地域”の部分述べているつもりではあるのですが、『社会教育』と『家庭』の部分とを、もう一度見直してみたいと思います。

【委員】 『社会教育』というのは、組織活動かなと思って読んだのですが。

【会長】 それでは他にもあるのかもしれませんが、時間が限られておりますので先の確認をしたいと思います。14ページ以降、第3章に入りますけれども、『さまざまな分野における施策』ということで、個別の課題と、対処法などについてまとめているのですが、このあたりはそれぞれの立場で関わりの深いところもあるかと思しますので、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。

## ※『さまざまな分野における現状と課題、施策の方向性』に関することについて

【委員】 2点お願いします。19ページ、「しょうがい」という言葉をひらがなで表記するということについてですが、すべて“しょうがい”という言葉をひらがなで書くと、非常に読みづらい部分があります。私の考えですが、「しょうがいのある人」と人をさす場合は、やさしい言い方かなと思いますが、障害そのものは、社会環境におけるいろいろな社会現象ですので、表記のうえでは漢字で書く必要がある場合もあるのではと思うのですが。どうも法的なものは“障害”と漢字を残してますけれども、人をささない場合も、“しょうがい”という言葉はひらがなで書いてありますので、これは読みにくいのではないかと感じました。これはすでに長浜市で決定されていることなので、間違えていたら教えてください。

それから21ページの『同和問題』についての「現状と課題」だと思うのですが、長浜市の課題が書けていない。長浜市としての課題が出てこない。他のところは、非常に地域性がある、長浜市の課題を細かに書けていますが、残念ながらこの部分は書けないのか、あえてここは書けていないのか、それはわかりませんが…。ここだけ長浜市の課題が書けていないので、非常に気になります。

【会長】 しょうがいの記述に関するご質問に対して、何かお答えはありますか。

【事務局】 長浜市では、法令や規則で定められ表現する場合の“しょうがい”以外は、ひらがなで表記するよう定めてはいるのですが、確かにおっしゃるとおり、「しょうがいのある人」という場合の“しょうがい”の意味と、物理的な障害の“しょうがい”の意味とを考えると、すべてが“しょうがい”とひらがな表記しなくてもよいのかなという思いはあります。表記については、担当課もごさいますので確認させていただいて、訂正できる場所があれば訂正させていただきたいと思います。

それから同和問題のところは、市として取り組んできた事業もごさいます、歴史的な全般的な認識だけで終わっておりますので、市としての事業のところも記述させていただきたいと思います。

【会長】 では、同和問題についての長浜市の部分を加筆していただくということで、他に何かございますか。

【委員】 今ほどと関係するのですが、19ページの『しょうがい』のところは、全体的に言おうとすることがわかりづらい。段落を直したほうがよい。4段落め「本市が平成18年にしょうがいのある人を対象に実施したアンケートによると…」の部分で課題が出てあって、それにもかかわらず、平成19年にはこういうような計画をしたということが前に書いてある。計画したにも関わらず、また18年のことが出てくる。この辺を直す必要があるのではないかとということが一つ、第3段落に「市民や企業・事業所等のさまざまな分野における共通理解をめざします」とありますが、何の共通理解なのかがよくわからない。

それと、しょうがい者の問題の中で、すごく大きい問題だと思うのは、発達しょうがいの問題です。今は、成人でも認知されている人もいますが、認知されていないままで発達しょうがいであろうなという人もいます。そういう人たちの就労問題は

やっぱり難しい。発達しょうがい手帳が出ないから、しょうがい者としての受け入れ枠ではなくて、一般の枠で受け入れることになります。しかし、発達しょうがいというのが認められていない・わからないので、はねられるという問題がある。大事な問題ですので、発達しょうがいのことについて、どこかに入れられるのなら入れていただこうかなと思います。発達しょうがいの子どもについては、今では幼児の頃から、手厚くやっていますけれども、それが全然、上にあがってこない。大学では今、かえって問題になっている。この子は発達しょうがいじゃないのか、ではどう対応するのかといった点で、結局、連携ができていない。縦のつながりがいいのではないのか。発達しょうがいでなくてすべてのしょうがいにおいていえることではないでしょうか。その辺のことも、できたらふれていただければ。

そして、21ページの「子どもの発達」のところなのですが、2行めの「早期療育としょうがい児教育」とありますが、“しょうがい児教育”と言うのですか。

【委員】 言いません。“特別支援教育”といいます。

【委員】 “特別支援教育”と言うんですね。その辺を直されたらどうかと思いました。

それと、『子ども』の課題のところ、自尊感情や人間関係の欠如とか、性や暴力に関する事等がでてきて、それに伴って「学力や進路に特に配慮を必要とする状況が生まれている」と書いてあるにも関わらず、17ページの『健やかで豊かな心を培う人づくり教育の推進』の中には、生活や学力・進路について特に配慮が必要な子どもに対してどうするのかということが書かれていない。不登校のことについても書いていない。自尊感情ということについても課題にあるが、それも書かれていないので、その辺をもう少し整合性を図られたらどうかと思いました。

最後に、『同和問題』のところ、22ページの『人権意識の普及・啓発』のところなのですが、やっぱり同和問題のところは実践力に結び付いていかないと。ただ単に人権教育・学習で理解を深めただけではなくて、実践力・態度にいかないと意味がないと思いますので、そこまで押し上げていかなければならないのではと思いました。

【会長】 今、ご指摘いただきましたことについては、単なる文言修正ではなく、項目の追加、内容の加筆ということに関わってきますので、今のご意見をもとに修正案をご検討いただいたうえで、再度それがどうかというところを検討するという対応をお願いしたいと思います。

他に何かございますか。

【委員】 12ページの「医療関係者」、「福祉関係者」、「消防職員」とか書いてあるところに、「警察関係者」というのは入れなくてもよいでしょうか。例えば、DVで一番に対応するところは警察かなとも思うのですが。いろいろ出しかけるとまだたくさんあるのかもしれないが。

また20ページで、今も発達しょうがいについておっしゃいましたけれども、専門職員の配置というのがとても少ない現状ではないかと思うので、“専門職員を設置して”というような言葉を入れていただけたらと思いました。

- 【会 長】 最初の“警察職員”についてですが、これはおそらく県職員ということでは…。
- 【事務局】 市の職員関係について書かせていただいています。警察は県職員なので。
- 【会 長】 そういうところは理解できるわけですが、現実問題、人権問題としては、市の職員か県の職員かということとは関係ないわけですね。確かに、項目をあげて警察について書くのは市の計画では難しいかと思いますが、どこかで警察との連携というところを書くかですね。
- 【事務局】 『関わりの深い職業に従事する者』が市職員の範囲についてのことだとは書いていませんので、書き方を考えさせていただきたいと思います。
- 【会 長】 “市の範疇で考えた場合の職業”ということ、ことわっておいた方がよいですね。県等はずしているということについては、行政的にはわかるのですが、一般的にはわかりづらいですね。確かに疑問はあると思いますね。  
あと、専門職員の配置については、書きたいのは山々ですが、書いてしまうのは現実的に厳しいものがあるかもしれませんので、検討していただければと思います。
- 【事務局】 担当部署に問合せまして、どこまで書けるか検討します。
- 【会 長】 予定しておりました時刻を少し過ぎておまして、もう少し細かくみていくと、いろいろ指摘いただくことあるかと思います。主だったことについて、あげていただいたことと思いますが、その他、細かな表現を含めまして、お気づきのことがございましたら、事務局の方へ直接ご連絡をお願いします。すべてが反映できるかわかりませんが、できる限り皆さんのご意見やお考えを反映するかたちで、この素案の修正版をつくっていただき、それをまた、もう一度検討いただいて、最終案にもっていければと思っております。よろしく願いいたします。  
まだまだ十分ご意見をお伺いできていない部分もあるかと思いますが、予定時刻も過ぎておますので、今日はこの辺で終わりにしたいと思います。どうも本日は貴重なご意見ありがとうございました。では、事務局から連絡事項などありましたら、お願いします。
- 【事務局】 皆さま、貴重なご意見をありがとうございました。皆さまからのご意見をもとに、庁内の基本計画策定部会等で協議を深め、次回の審議会では、最終案がお示しできるようにしたいと思います。  
今後のスケジュールにつきましては、会議資料の5ページにございます。次回の審議会は、来年度4月下旬ごろの開催となっておりますが、先のことで恐縮ですが、4月26日の午前10時からで、皆さんご都合いかがでしょうか。  
長時間にわたりましてありがとうございました。本日は、議論の時間も短かったので、またご意見等ございましたら事務局の方までいただければと思います。ありがとうございました。